

各介護老人福祉施設 施設長様
 各介護老人保健施設 施設長様
 各介護療養型医療施設 施設長様
 各地域密着型介護老人福祉施設 施設長様

北九州市保健福祉局地域福祉部
 介護保険課長 中山 浩子

入所者が入院し、又は外泊したときの費用の算定について（通知）

平素より、本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

入所者が入院し、又は外泊したときの費用（以下、「外泊時費用」という）の算定については、入所者が外泊した場合に、1月に6日を限度として費用を算定することが可能です。また、1回の外泊で月をまたがる場合は、最大で連続13泊（12日分）まで費用の算定が可能となっています。この「月をまたがる場合」の取扱いについて、疑義が生じた事例がありましたので、厚生労働省へ確認した結果、下記の通り解釈する旨の回答がありました。各施設・事業所におかれましては、今後の運用にあたり、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 月をまたがる外泊時の取扱い

月をまたがる外泊の場合、次月の外泊時費用が算定できるのは、外泊開始月の末日に外泊時費用を算定していることが前提となります。（外泊時費用の算定が月をまたいでいる必要があります）

（例）1回目の入院期間：11月7日～11月16日

2回目の入院期間：11月28日～12月7日（＝月をまたがる入院）

1 回 目 の 入 院	11月7日 入院…所定単位数を算定
	11月8日～11月13日（6日間）…外泊時費用を算定可
	11月14日～11月15日…外泊時費用を算定不可（11月中に既に6日間算定済みのため）
	11月16日 退院…所定単位数を算定
2 回 目 の 入 院	11月28日 入院…所定単位数を算定
	11月29日～11月30日…外泊時費用を算定不可（11月中に既に6日間算定済みのため）
	<u>12月1日～12月6日…外泊時費用を算定不可（費用算定が月をまたいでいないため）</u>
	12月7日 退院…所定単位数を算定

月	11												12								
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	…	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
入退院	入院									退院		入院									退院
外泊時 費用算定		○	○	○	○	○	○	×	×				×	×	×	×	×	×	×		

※12月1日～12月6日の外泊時費用算定が「○」となるのは、11月30日の外泊時費用算定が「○」であることが前提となります。

2 月をまたがる外泊時の費用算定に関するQ & A

Q 1. 前述の事例の場合、12月1日～12月6日について外泊時費用を算定できるように、11月の外泊時費用算定を調整することは可能か。

(例：11月12日、13日を算定せず、11月29日、30日を算定する)

月	11											12									
日	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	…	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
入退院	入院											退院	入院								退院
外泊時 費用算定		○	○	○	○	×	×	×	×					○	○	○	○	○	○	○	

A. 外泊時費用算定を調整することはできない。上記の場合、11月8日～13日（6日間）で外泊時費用を算定すること。

Q 2. 入所者が月をまたいで入院した場合で、当該入所者が使用していたベッドを短期入所サービスに活用する場合は、当該短期入所サービス費を算定した日は外泊時費用を算定できないが、次の事例の場合、12月1日～6日（6日間）の外泊時費用は算定できないか。

(例) 入院期間：11月26日～12月7日

短期入所空床利用：11月28日～11月30日

月	11					12						
日	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
入退院	入院											退院
外泊時 費用算定		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
短期入所 空床利用			短期 入所	短期 入所	短期 入所							

A. 算定できない。月をまたがる入院の場合、11月30日に外泊時費用算定ができなければ、12月1日～6日の外泊時費用は算定できない。

なお、下表のように11月30日に外泊時費用算定できる場合は、12月1日～6日の外泊時費用算定が可能である。

月	11					12						
日	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
入退院	入院											退院
外泊時 費用算定		○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
短期入所 空床利用			短期 入所	短期 入所								

Q 3. 外泊時費用について、起算日からの6日間が、①同月内で収まる場合と、②月をまたがる場合とで、算定できる日数に相違が出ることになる。

②の場合、起算日から6日以内の範囲であっても、月をまたいで算定できない限りは、次月の算定はできないという解釈で間違いはないか。

①同月内で収まる場合

月	12									
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
入退院	入院									退院
外泊時 費用算定		○	○	×	×	○	○	×	×	
短期入所 空床利用				短期 入所	短期 入所					

起算日より6日

②月をまたがる場合

月	11					12				
日	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
入退院	入院									退院
外泊時 費用算定		○	○	×	×	×	×	×	×	
短期入所 空床利用				短期 入所	短期 入所					

起算日より6日

A. 貴見のとおり。

Q 4. 次の事例の場合、11月30日（末日）が外泊時費用を算定できても、12月1日（初日）が算定できない場合、算定が月をまたいでいないため、3日以降は算定できないか。

（例）入院期間：11月29日～12月7日

短期入所空床利用：12月1日～12月2日

月	11			12						
日	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
入退院	入院									退院
外泊時 費用算定		○	○	×	×	×	×	×	×	
短期入所 空床利用				短期 入所	短期 入所					

A. 算定できない。月をまたいで算定する場合は、入院開始月の末日と次月の初日が両方算定していることが必要である。

3 上記解釈とは異なる運用をしている場合

本通知日以降、上記解釈のとおり運用をしていただきますようお願いいたします。

（平成29年4月サービス提供分（5月10日請求分）から適用することといたします）
 なお、取扱い等でご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ先】

北九州市 保健福祉局 介護保険課
 事業者支援係 森、田邊、江口

TEL : 582-2771 FAX : 582-2095